

四日市市告示第 215 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、平成 27 年度予防接種（個別接種）の実施について次のとおり公告する。

平成 27 年 4 月 21 日

四日市市長 田中 俊行

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 実施期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 実施場所

別に定める市の予防接種委託医療機関

* 医療機関は窓口に「四日市市予防接種委託医療機関」の標札を掲げること。

4 接種料金

無料

5 対象者

四日市市に住民登録がされている、下記の対象年齢の者。

及び東日本大震災の特例（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）にあたる者で四日市市に居住している者については、事前の申請により四日市市長が認めた者で、各予防接種対象年齢にある者。

及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）に基づく指定市町村からの避難住民で、各予防接種対象年齢にある者。

(1) ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）

第 1 期初回 生後 3 ヶ月以上 7 歳 6 ヶ月未満の当該予防接種未接種者

第 1 期追加 第 1 期初回（3 回接種）終了後 12 ヶ月以上を経過した者で、7 歳 6 ヶ月未満の当該予防接種未接種者

※ただし、四種混合を規定回数終了したものは対象外とする

(2) 麻しん又は風しんの予防接種

- 第1期 生後12ヵ月以上24ヵ月未満の当該予防接種未接種者
- 第2期 5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(小学校就学の一年間：4月1日～3月31日)
- (3) 日本脳炎
- 第1期初回 生後6ヵ月以上7歳6ヵ月未満の当該予防接種未接種者と、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者のうち、20歳未満の間で当該予防接種未接種者(平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者)
- 第2期 9歳以上13歳未満の当該予防接種未接種者と、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者のうち、9歳以上20歳未満の間で当該予防接種未接種者(平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者)
- (4) ジフテリア・破傷風(二種混合)
- 満11歳・12歳の当該予防接種未接種者
- (5) BCG
- 生後1歳未満の当該予防接種未接種者
- (6) 不活化単独ポリオ
- 生後3ヵ月以上7歳6ヵ月未満の当該予防接種未接種者(ただし、生ポリオワクチンを2回接種した者または、4種混合を規定回数終了したものは対象外とする)
- (7) 四種混合
- 生後3ヵ月以上7歳6ヵ月未満の当該予防接種未接種者(ただし、生ポリオワクチンを2回接種した者、不活化単独ポリオワクチン及び三種混合ワクチンを規定回数終了した者は対象外とする)
- (8) 子宮頸がん予防ワクチン
- 小学校6年生(12歳相当)から高校1年生(16歳相当)の女子で当該予防接種未接種者
- (9) ヒブワクチン
- 生後2ヵ月以上5歳未満の当該予防接種未接種者
- (10) 小児用肺炎球菌ワクチン
- 生後2ヵ月以上5歳未満の当該予防接種未接種者
- (11) 水痘ワクチン
- 生後1歳以上3歳未満の当該予防接種未接種者(既に水痘に罹患したことがある者、当該予防接種を2回接種している者は接種対象外とする)

6 接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) BCG 接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (6) BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

8 一般的注意事項

- (1) 接種後は、接種部位を清潔に保つこと。過激な運動は、体調の変化をきたすおそれがあるので、接種後 24 時間及び生ワクチンによる副反応が出現した時は治癒するまで避けること。
- (2) 予防接種当日の入浴は差し支えないこと。
入浴時に接種部位又は全身性の感染を受ける可能性は極めて低いため、即時型アレルギーが予想される接種後 1 時間を経過すれば、入浴は差し支えないと考えられる。また、BCG についても、接種後は十分乾燥させ、1 時間以上経過すれば、菌の正着に問題はない。むしろ、生ワクチンの場合は接種後 8 日～12 日前後に生じる発熱等の副反応が発生した時に避けるべきである。
- (3) 不活化ワクチン接種後 1 週間、生ワクチン接種後 4 週間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があること。
- (4) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- (5) 日本脳炎予防接種の 13 歳以上の対象者の女性については、妊娠中若しくは妊娠して

いる可能性がある場合には原則接種しないことを説明する。

なお、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。

9 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

定期の予防接種の対象者であった者であって、定期の予防接種の対象者であった間に特別な事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、(1)の特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間((2)の場合を除く)、定期の予防接種の対象者とする。ただし、下記のことを条件とし、接種する場合は医師の遅延理由書が必要となる。

(1) 特別の事情

① 次の(a)から(c)までに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る)

(a) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他の免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

(b) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他の免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

(c) (a)又は(b)の疾病に準ずると認められるもの

※注 上記に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否はあくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきである。

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)

③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

(2) 対象期間の特例

① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄膜炎及び破傷風については、15歳(沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。)に達するまでの間

② 結核については、4歳に達するまでの間

③ Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間

(3) 特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号)により定められたMRⅢ期・Ⅳ期の対象者であった者についても、本制度は該当する。

(四日市市 こども保健福祉課)